

## 協議会設置の端緒

### 消費者安全法の改正と地方消費者行政強化作戦

平成27年3月に策定された「地方消費者行政強化作戦」の「政策目標5」として、「見守りネットワークの構築」（人口5万人以上の全市町における「消費者安全確保地域協議会」の設置）が設定された。これを受け、担当課長が見守りの重要性を注視していたことから、設置に向けて始動。

## 母体となった会議体

### 調布市見守りネットワーク事業関係団体 ネットワーク

調布市福祉健康部高齢者支援室が所管するネットワークに文化生涯学習課、消費生活センター、地域包括支援センターの他、45事業者が参加して協議会設立、その後、5事業者が追加で参加を表明。

## 協議会設置までに要した時間

### 約1年6か月

令和元年7月頃	前担当者が地域協議会構築に着手。包括等を中心とした福祉部局との調整が難航。
令和2年4月	次の担当者が、令和2年度中の協議会設置を目指し、福祉部局との調整を再開。
令和2年12月1日	調布市消費者安全確保地域協議会要領制定、協議会発足。

## 関係者説明用に作成した資料等

- 協議会の中核的な存在である地域包括支援センター長向けの説明資料
- ※ 消費者被害は権利擁護支援の対象であり、**包括の業務の一環**であることを福祉部局担当者のサポートも受けながら丁寧に説明した。



## 調布市に特徴的なポイント

警察や消防は構成員ではなく、来賓として会議に参加。毎回出席しているので会議全体の討議内容は両者が了知している。

## 実務的な庁内調整の方法

- ・ 福祉部局担当者との打ち合わせを重ね、中核的な存在となる地域包括支援センター職員への説明や意見交換を重ねることで、**制度の趣旨が理解され、設置に向けての意思統一**ができた。
- ・ その後、ネットワークの協定団体にも全体会や個別に設けた機会において説明を行い、構成員全員の了知を得るために「同意書」の提出を求める必要があると判断、参加60社(設置当時)のうち、45社から「同意書」が提出された。
- ・ 個人情報の共有を見据え、調布市個人情報保護条例に基づき、関係課に届出書提出。

## 調布市消費者安全確保地域協議会の特徴

協議会の構成員が多岐にわたっており、庁内関係課の他、**自治会、金融機関、電力会社、ガス会社、水道局、コンビニ、生活協同組合、介護支援専門員連絡協議会等、多様な主体が参画**している。

## 立ち上げ担当者の感想

- ・ 協議会の制度は、市民、特に高齢者等の消費者被害を救えるとてもいい制度だと考えている。しかし、福祉のネットワークに相乗りして立ち上げたために、機能的にうまく回っていないようにも感じており、改善を図りたい。
- ・ 消費者安全法に法定されたネットワークであることで、見守って通報する側、つまり、つなぐ側の構成員に安心して見守りに取り組んでもらえることが、大きなメリットだと感じる。
- ・ 今後は実効性ある組織として、個人情報の共有方法等も検討しながら、福祉部局との一層の連携を図っていくとともに、相談員が講師を務める講座を開催するなど、協議会の更なる活性化に向けて取り組んでいきたい。